

○内閣府令第七十号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二十二  
条第一項の規定に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部  
を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十二月一日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生太郎

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令  
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成二十三年内閣府令第六十  
五号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十二条とし、第六条から第十条までを一条ずつ繰り下げる。

第五条の見出しを削り、同条中「第二十二條第一項第四号」を「第二十二條第一項第五号」に改め、同条  
を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（公共施設等運営権実施契約に定める事項等）

第五条 法第二十二條第一項第四号に規定するその他派遣職員を当該業務に従事させることに關し必要な事項は、公共施設等運営権者と法第七十八條第一項又は第七十九條第一項の任命権者又はその委任を受けた者との間で個別の派遣職員の当該公共施設等運営権者における報酬その他の勤務条件並びに当該公共施設等運営権者において従事すべき業務及び業務に従事すべき期間その他当該派遣職員をその業務に従事させることに關し必要な事項を定めた取決めを締結する旨を含むものとする。

2 前項の取決めで定める個別の派遣職員の公共施設等運営権者における報酬は、法第七十八條第一項又は第七十九條第一項の要請に應じて退職をする日においてその者の受ける給与額を基準とするものでなければならぬ。

3 第一項の取決めで定める個別の派遣職員の公共施設等運営権者において従事すべき業務は、公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務を主たる内容とするものでなければならぬ。

4 第一項の取決めで定める個別の派遣職員の公共施設等運営権者において業務に従事すべき期間は、法第七十八條第一項又は第七十九條第一項の要請に應じて退職をする日の翌日から起算して三年を超えない範囲内のものでなければならぬ。

## 附 則

この府令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十一号）の施行の日（平成二十七年十二月一日）から施行する。